

用語の説明

森林面積（しんりんめんせき）

立木竹が集団的に生育している土地及び木竹の集団的な生育に供される土地の面積をいい、「山林」に「未立木地」を加えた土地の面積。

官行造林（かんこうぞうりん）

公有林野等官行造林法に基づき国が公有地または私有地に造林した分収林であり、林野庁が管理を行っているものをいう。

※分収林： 造林者が契約により国有林野に木を植えて、一定期間育て、成林後、伐採時にその利益を国と造林者で分け合う森林。

財産区（ざいさんく）

地方自治法により市区町村の一部の山林を市区町村の財産として持っているもので、多くの場合、市区町村の条例で財産区の運営について取り決められている。

慣行共有（かんこうきょうゆう）

民法上の入会権、地方自治法上の旧慣使用权によって使用収益している山林などを保有する集団の総称。

なお、慣行共有の名義には、会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区などがある。

素材（そざい）

国産木材にあつては、用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤及びその他の半製品を含む。

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」などのきのこ類、樹実類、山菜類など、非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭などの森林原野を起源とする生産物のうち一般用材を除くものの総称。

製材（せいざい）

製材機を用いて素材から板類、ひき割類またはひき角類を生産することをいう。

チップ（ちっぷ）→木材チップ

チップパー（木材を粉碎する道具）などを用いて製造したパルプ、紙、繊維板または削片板などの原料とする木材の小削片をいう。